

筑西市デジタル観光コンテンツ導入業務委託
仕様書

令和7年8月

筑西市

1. 目的

筑西市（以下「甲」という。）の観光における魅力と認知度の向上、観光情報発信・案内機能の強化を図ることを目的とし、「道の駅グランテラス筑西」を拠点としたデジタルサイネージの導入、デジタルマップと連携したデジタルスタンプラリーの実装、AR技術等を活用した新たなデジタルコンテンツの創出を通じて、市内への観光客誘客と周遊を促進する。これにより、滞在時間の延伸、消費行動の活性化、通年での来訪、再訪意欲を喚起し、地域経済の活性化に資する「デジタル観光コンテンツ」を導入するものである。

2. 納入期日

令和8年3月31日（火）まで

3. 利用期間

納入完了の日から令和10年3月31日まで

4. 納入場所

筑西市経済部商工観光課の指定する場所

5. 委託上限額

18,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 業務の内容

本業務は、以下の内容を含んだ企画提案を求めるものとし、甲より特段の指示があればその指示に従うものとする。

（1）多機能型観光マルチデジタルサイネージの導入

「道の駅グランテラス筑西」に来訪する観光客に対し、市の魅力を効果的に伝え、市内周遊を促すための多機能型観光マルチデジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）を導入する。

- ①利用者が直感的にタッチ操作できる高輝度・高耐久性の大型ディスプレイ（85インチ以上）を選定し、設置すること。
- ②観光情報（観光施設、イベント、グルメ、特産品等）、地図、映像等、多彩なコンテンツを配信・管理できるものを構築すること。
- ③「道の駅グランテラス筑西」を訪れた観光客に、デジタルサイネージ操作を促すための表示を行うこと。

（2）デジタルマップを活用したデジタルスタンプラリーの導入

スマートフォン等から閲覧できるデジタルマップを活用した、市内周遊を促進するためのデジタルスタンプラリー機能を実装する。

- ①一定数のスポットを達成した利用者に対し、デジタル上の特典（オリジナル画像や修了証等）を提供する機能を設けること。
- ②本仕様書 6（3） AR技術等デジタルコンテンツの導入で指定するスポットを基本ルートとして設定すること。

（3）AR技術等デジタルコンテンツの導入

市内観光スポットの魅力を高め、新たな体験価値を創出するデジタルコンテンツを制作・導入すること。

- ①甲が指定する市内5か所以上の観光スポットを対象に、その場所の歴史、文化、景観等をテーマにしたAR技術等コンテンツを制作すること。
- ②各スポットにおいて、利用者がAR技術等コンテンツを体験するための二次元コードを掲載した案内看板等をデザイン・作製し、設置すること。（設置場所及び方法は甲と協議のうえ、決定する）

（4）各業務共通

- ①筑西市の魅力を発信する基本となるコンテンツ（テキスト、画像、動画等）を企画・制作すること。
- ②利用者の利便性を高めるため、日本語・英語を含む多言語対応とすること。
- ③利用者が個人端末のWebブラウザ上で体験できるものとし、特定のアプリケーションのインストールを不要とすること。
- ⑤本業務において導入するハードウェア（デジタルサイネージモニター、運用PC、付属品等）は買取りとし、利用期間終了後も甲に帰属すること。
- ⑥各コンテンツの利用に係るライセンス料については、初年度に利用期間の分を一括して支払うものとする。
- ⑦利用期間において安定稼働を維持し、障害発生時に迅速に対応できる保守体制を構築すること。
- ⑧保守・管理の際にインターネットを経由し運用PC等の遠隔操作を行う場合は、第三者からの不正アクセス防止やコンピューターウイルスの感染予防など、情報セキュリティ上必要な策を講じること。

7. 製作方針

（1）構成

本業務の目的を十分理解し、6. 業務内容（1）から（4）に示すことを全て網羅すること。

（2）ターゲット

「道の駅グランテラス筑西」への観光客（若年層、ファミリー層、インバウンドを含む）及び市内在住者。

（３）連携と拡張性

- ①デジタルサイネージ、デジタルスタンプラリー、AR技術等コンテンツが相互に連携し、利用者をスムーズに誘導できる仕組みを構築すること。
- ②今後のコンテンツ追加や機能拡張が容易に行えるよう、持続可能性を考慮したシステム設計とすること。

（４）利便性及び安全性

- ①各コンテンツは、誰でも容易に操作できるユニバーサルデザインに配慮すること。
- ②Webブラウザで提供するサービスは、仕様書公開時点の最新版である主要なブラウザで正常に動作すること。
- ③利用者の安全に配慮し、歩きながらのスマートフォン操作を促すことのないよう、注意喚起表示等の対策を講じること。

（５）内容確認

完成までに甲による複数回の内容確認及び校正の機会を設けること。

8. 分析・検証

事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを計測するため、以下の分析、検証ができるようにすること。また、利用期間における分析、検証を行い、甲に報告すること。（報告の方法は甲と協議のうえ、決定する。）

（１）アウトプット指標

- ①多機能型観光マルチデジタルサイネージの利用者数
- ②デジタルマップのアクセス件数
- ③AR技術等デジタルコンテンツの利用者数

（２）アウトカム指標

- ①デジタルスタンプラリーの利用者満足度
- ②AR技術等デジタルコンテンツの利用者満足度

9. 成果品

以下の成果品を納入すること。

（１）デジタルサイネージ

機器の設置、円滑な実装をもって成果とする。

（２）デジタルマップを活用したデジタルスタンプラリー

円滑な運用開始をもって納入とする。

(3) AR技術等デジタルコンテンツ

円滑な運用開始をもって納入とする。

(4) 操作及び運用マニュアル（Word、PDF等）

各コンテンツの操作及び運用マニュアルを提出すること。

(5) 記録メディアの提出

CD-R等の記録メディアに本業務で作成した全ての成果品データ（動画、画像、テキスト、各種マニュアル、報告書等）を記録し提出する。また、甲の指定する内容の盤面印刷を施すこと。

10. 留意事項

(1) 一般事項

- ①業務の遂行状況について、甲に対し随時報告を行うこと。
- ②業務を遂行するうえで必要な画像、映像等の資料は受注者（以下「乙」という。）において入手するほか、必要に応じて甲は随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については甲の指示に従うこと。また、甲以外から画像、映像等の提供を受ける場合には、筑西市産業振興条例に基づき、原則として筑西市内の業者から提供を受けること。
- ③委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- ④乙は本業務の一部を他社に再委託する場合、事前に書面で報告し、甲の承認を得ること。
- ⑤業務の進捗に応じて、甲と乙で定期的に打ち合わせを実施し、その都度、乙は議事録を作成し甲の確認を得ること。
- ⑥業務委託に係る制作物の権利等は甲に帰属し、甲の許可なく乙が使用することはできない。ただし、乙の業務実績として本業務、制作物を広く紹介することは可能とする。

(2) 業務体制

- ①あらかじめ甲と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- ②本業務の開始から終了までの間、業務全般を総合的に管理し、かつ、業務進行を適切に処理するための調整能力を有する管理責任者を置くこと。また、十分な経験と技術力を有する技術担当者を置くこと。なお、管理責任者及び技術担当者の所属、氏名、役割等を企画提案書に必ず明記すること。

(3) 費用負担

本業務遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として乙の負担とする。

(4) 著作権等の取り扱い

本業務で制作するコンテンツ等は、不特定多数への公開・提供を目的としていることから、その権利等について次のとおり整理する。

- ①本業務委託に係る全ての成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原権利者が予め権利を有していたものを除き、甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、乙が本業務を業務実績として広く紹介することは可能とする。
- ②甲が、本業務委託において使用された素材（乙が独自に作成したもの）を二次利用する場合、乙は無償で提供することとする。
- ③第三者が権利を有している著作物（画像、映像、音楽、フォント等）を使用する場合は、乙の責任と負担において、本業務における利用（二次利用を含む）に必要な許諾を権利者から得ること。
- ④著作権、肖像権等に関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応し、甲は一切の責任を負わない。

1 1. その他

- （1）本仕様書に記載されていない項目については、甲と乙で協議のうえ、対応を決定する。
- （2）業務委託契約締結後、本仕様書に対し疑義が生じた場合、別紙実施要領に記された期日までに質問を提出し、その回答をもって、本仕様書を加筆修正したものとみなす。